

平成 20 年 6 月 11 日

内部者取引未然防止体制について

信託協会では、昨今、取引先重要情報を悪用した有価証券取引に係る犯則事案（インサイダー取引）が複数発生していることから、以下のとおり加盟会社に対して内部者取引未然防止体制の再確認を依頼いたしました。

以上

平成 20 年 6 月 11 日

社団法人 信 託 協 会
加盟会社代表者 殿

社団法人 信 託 協 会
会 長 田 辺 和 夫

内部者取引未然防止体制について

昨今、取引先重要情報を悪用した有価証券取引に係る犯則事案（いわゆるインサイダー取引）が複数発生しております。

当協会では、これまで、「倫理綱領」や「内部者取引未然防止体制の整備についてのガイドライン」を制定するなど、内部者取引の未然防止に努めてきたところでございますが、各加盟会社におかれましては、改めて内部者取引未然防止体制および役職員の倫理意識向上に関し、ご対応いただきたく、別紙を取りまとめましたので、ご連絡いたします。

以上

内部者取引未然防止体制について

信託協会としては、「倫理綱領」において、「受託者に課せられた法令やルールを厳格に遵守することはもとより、経済社会の一員として課せられた社会規範を誠実に遵守すること」を定めており、また、「倫理綱領の解説」では、受託者およびその役職員が誠実かつ厳格に遵守すべき法令やルールとして、いわゆるインサイダー取引の禁止に関して言及するとともに、各加盟会社に対し、法令やルールおよび社会規範の誠実かつ厳格な遵守（コンプライアンス）を確実なものとするよう、自らが営む事業の規模、特性などの実情に合わせた内部管理体制を確立する必要があることを明記している。

また、「内部者取引未然防止体制の整備についてのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を発出し、取引先重要情報の管理および役職員の自己売買のあり方等、内部者取引を未然に防止するために必要と思われる基本的な事項を定め、各加盟会社が必要な社内手当を行うことを求めている。

信託の受託者は、委託者から財産の移転等を受け、その管理・運用などにあたって、受益者のために忠実義務、分別管理義務、善管注意義務、公平義務などの受託者責任を負っている。

各加盟会社においては、信託の担い手として自らに負託された信頼の重みを認識し、社会からの信頼を維持・確保するために、「倫理綱領」および「ガイドライン」を踏まえ、内部者取引未然防止に向けた取組みを適正に行っているところであるが、金融・資本市場の公平性・透明性に対する一層の信頼確保のため、取引先重要情報に係る内部管理体制の整備および役職員の倫理意識向上に関し、特に以下の事項に留意した対応を行う。

記

1. 取引先重要情報が有価証券取引に悪用される（いわゆる「インサイダー取引」）ことがないよう、各加盟会社の実情に合わせて内部管理体制が適正に運用されていることを必要に応じ、各加盟会社において再確認すること。
2. 取引先重要情報を悪用した有価証券取引（いわゆる「インサイダー取引」）の防止の観点から、役職員の倫理意識の向上について、各加盟会社の実情に合わせた施策を講じること。

以上